

林野公共事業の事業評価実施要領

平成12年3月13日12林野計第73号
林 野 庁 長 官 通 知
(最終改正 令和6年5月20日)

第1 目的

林野公共事業において、事業採択段階から事業完了後に至るまでの事業の実施過程の透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の実施を図ることを目的とする。

第2 事業評価の実施単位

事業評価は、事業の実施地区（事前評価にあつては実施予定地区。以下同じ。）ごとに行う。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの評価を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それら効果等について当該他の事業と一体的に評価する。

第3 事業評価の実施主体

林野公共事業の事業評価の実施主体は、林野庁とする。

第4 事業評価の手法等

1 評価の手法

評価に当たっては、対象とする森林の多様性・超長期性等から、評価やその基礎と将来の社会経済情勢の予測が極めて困難な面があるが、可能な限り事業の特性に応じた適切な手法を選択する。

2 費用及び効果の把握

（1）費用及び効果の算定

費用は、整備及び維持管理に要する経費とする。また、効果は、原則として一般に公表されている統計データ等、客観的なデータを使用し、可能な限り貨幣化する。

なお、費用及び貨幣化された効果（便益）は、その発生時期の相違を踏まえて現在価値化するものとし、この場合の社会的割引率は4%とする。ただし、社会的割引率については、最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のために参考とすべき値を設定してもよいものとし、この場合の社会的割引率は1%及び2%を標準とする。また、費用及び便益の計測に当たって、過年度の実績値を活用する場合には、基準年度の名目価格に統一するものとし、必要に応じてデフレーターによる物価変動の影響の除去を行うものとする。

現在価値化の考え方

	過去	将来
費用	デフレーターで価格を調整した後、 社会的割引率で現在価値化を行う	社会的割引率
便益	社会的割引率	社会的割引率

(2) 重複計測の排除

効果の把握に当たっては、地区内において実施される類似事業の効果との重複を排除する。

(3) 費用便益分析

費用便益分析については、事業を実施した場合と実施しない場合の便益の差と費用の比をもって表示する。

(4) 感度分析等

費用及び便益の計測に当たっては、事業特性を踏まえ、必要に応じて設定された前提条件を変えた場合の感度分析を実施する。

3 評価の対象期間

評価の対象期間は、対象となる施設の耐用年数及び効果の発現期間を考慮して定める。

第5 事業評価の区分等

事業評価は、次に掲げる事前評価、期中の評価及び完了後の評価からなるものとする。（別紙体系図参照）

また、事業評価は、事業実施主体等からの必要な情報・データの収集・報告等に基づき効果的かつ効率的に行う。

1 事前評価

事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の採択前の段階において、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

2 期中の評価

期中の評価は、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用便益分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

3 完了後の評価

完了後の評価は、対象事業について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業の評価手法の改善等を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用便益分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

第6 事前評価の実施に関する事項

1 評価の対象及び実施時期

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条の規定による評価であって、林野公共事業（施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く。以下同じ。）のうち、総事業費10億円以上のものを対象とし、原則として、当該評価の対象となった事業に着手しようとする前年度までに行うものとする。

2 評価の方針

事前評価は、費用対効果分析その他の手法による定量的・定性的な効果をもって総合的に評価する。

第7 期中の評価の実施に関する事項

1 評価の対象

原則として、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）第7の3の評価の対象となった未着手及び未了の林野公共事業のうち、農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）において示されたものを対象とする。

2 実施時期

以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められる場合は、適切な時期に評価を実施する。

- ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

なお、期中の評価を実施しようとする年度に事業が完了する場合は、評価を

実施しない。

3 評価の方針等

期中の評価は、以下の事項等について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、変更、休止又は中止の方針を決定する。

(1) 評価の項目

- ① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ③ 事業の進捗状況
- ④ 関連事業の整備状況
- ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- ⑥ 事業コスト縮減等の可能性
- ⑦ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）

(2) 方針の判断基準

- ① 継続
現在の計画に基づき事業を継続実施することが適当であると認められる場合
- ② 計画変更
効果的・効率的な事業の執行の観点から、事業の実施方法、事業規模等の見直しが必要と認められる場合
- ③ 休止
社会経済情勢の変化等に起因する問題が発生し、その問題の解消に相当の時間を要する場合
- ④ 中止
事業の必要性がなくなっているか若しくは著しく低下していると認められた場合、又休止している事業で問題解消の目途が立たない場合

第8 完了後の評価の実施に関する事項

1 評価の対象

原則として、基本計画第7の3の評価の対象となった林野公共事業であって、総事業費10億円以上のもののうち、実施計画において示されたものを対象とする。

2 実施時期

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施する。

また、事業の種別・目的によっては、適宜、一連の事業効果を発現する地域等の整備が完了した時点等として差し支えない。

ただし、これ以外の場合においても、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施する。

3 評価の方針

完了後の評価は、以下の事項等について点検し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価する。

- ① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 事業効果の発現状況
- ③ 事業により整備された施設の管理状況
- ④ 事業実施による環境の変化
- ⑤ 社会経済情勢の変化
- ⑥ 今後の課題等

第9 学識経験者等の知見の活用

評価の実施に関し、評価の客観性を確保し、多様な意見を反映させるとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、学識経験者等第三者の意見を聴取するものとする。

第10 評価結果の公表

評価結果の公表に当たっては、評価の透明性や国民からの評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の過程で使用した情報・データの概要又はその所在に関する情報、学識経験者等第三者から聴取した意見を併せて公表する。

1 事前評価

事業の目的、計測した費用・効果、費用対効果分析の結果について、新規採択事業の公表とあわせて公表する。

2 期中の評価

期中の評価の結果及びそれに至った経緯等について公表する。

3 完了後の評価

完了後の評価の結果及びそれに至った経緯等について公表する。

第11 事業評価制度の改善等

評価手法については、今後更なる事業の透明性及び客観性を確保するよう逐次改善につとめ、その内容の充実に努める。

また、事業の実施に伴う負の効果についても、可能な限り定量化するとともに、その評価手法の確立に努める。

第12 事業実施主体が国でない事業のデータ等収集、評価結果の通知

補助事業等事業実施主体が国でない事業については、事業実施主体が主体性をも

って事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、事業実施主体等は必要な情報の収集及び事業効果の把握等に努めるものとする。

また、これら収集・把握した情報・効果等については、積極的に林野庁へ提供し事業評価に協力するものとし、林野庁は評価結果を事業実施主体等に通知する。

第13 附則

本要領は、平成12年度から実施する事業又は平成12年度において評価時期に該当する事業から適用することとする。

林野関係公共事業における事業評価制度の体系図

